

業務運営に関する規定

本所は、公共に奉仕するため無料で次の要領により無料職業紹介を行います。

1. 求人

本所は、管理栄養士、栄養士の資格者に関し、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を対象として、営利目的とした派遣事業者以外のいかなる求人の申込みについてこれを受理します。

求人の申込みは、求人者またはその代理人が所定の求人票（様式）を記入のうえ、直接来所、もしくは郵便、ファックス及びメール添付にてお申込み下さい。

求人の申込みの際には、従事することとなる業務の内容、就業場所、雇用契約期間、労働時間、賃金額、社会保険の適用の有無等、雇用条件等を様式に基づいて記入してください。

求人施設におかれましては、採用が決定になりましたときには、専門性向上のため研修会参加等ご理解を戴きますよう宜しくお願い申し上げます。

2. 求職

本所は、管理栄養士・栄養士に関する限り、東京都、神奈川県 埼玉県、千葉県を対象として、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込み内容が法令に違反する場合には受理しません。

求職の申込みは、本人が求職票及び履歴書の郵送によりお申込み下さい。

求職に際し、採用が決定しましたら、管理栄養士・管理栄養士の専門職として、自己研鑽に励み施設の特性に応じた活躍を期待いたします。

3. 紹介

求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。

求人の方には、ご希望に適合する求職者を極力お世話をいたします。

紹介に際しては、求職の方が希望された場合には従事することとなる業務の内容、雇用契約期間、就業場所、労働時間、賃金額、社会保険の適用の有無等、雇用条件をあらかじめ書面の交付により具体的に明示します。

本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている求人者に、紹介を一時中止いたします。

4. その他

雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をして下さい。

また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告して下さい。（結果報告書：様式）

本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密としてこれを他に漏らしません。

本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

本所の取扱い業務の範囲は、管理栄養士・栄養士について東京都、神奈川県 埼玉県、千葉県の地域を扱うものと限定します。

お申込みについては3ヶ月の期限で更新させていただきます。

本所の業務の運営に関する規定は、概ね以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくお尋ね下さい。